

# 山梨県公報

第二千六百七十六号

平成二十九年

二月二十七日

月 曜 日

## 目次

- 救急病院等の認定……………五三
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………五三
- 換地計画の決定……………五三
- 道路の供用開始(四件)……………五三
- 農用地利用配分計画の認可……………五四

## 告示

### 山梨県告示第三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年二月二十七日

#### 一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

#### 二 認定期限 平成三十二年二月二十二日

### 山梨県告示第三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面

は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 中巨摩郡昭和町築地新居字大島千九十九番一の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(白根地区上八田第2工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年二月二十八日から同年三月二十八日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年三月二十九日から同年四月十二日まで

### 山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	三百五十八号	甲府市中畑町字滝戸原一一一 番一地从先から 甲府市右左口町字城越六六六番 三地先まで	五二〇・〇	平成二十九年 三月一日

山梨県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	甲府市小瀬町字北屋敷三八〇番五地先から甲府市小瀬町字北屋敷三三五番九地先まで	一六六・六	平成二十九年三月二日

山梨県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	百四十号	山梨市南字片瀬二八六番一地先から山梨市南字コブケ三五六番一地先まで	二二八・八	平成二十九年三月二日

山梨県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	大野夏狩線	都留市鹿留字馬場五六八番三地先から都留市鹿留字馬場五六八番三地先まで	一三・七	平成二十九年二月二十七日

公 告

● 農用地利用配分計画の認可  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
松本重崇	甲府市	中央市高部字明治百二十二番 中央市高部字明治六百九十一番一 中央市高部字明治百三十八番一外一筆	一、〇一五・〇 九七六・〇 八二九・〇

豊永久幸	山梨市	山梨市北字西明見四百十六番外二筆	一、四九九・〇
清水俊英	山梨市	山梨市牧丘町窪平字東林千五百五十一番二外三筆	二、九四六・〇
宮澤四郎	山梨市	山梨市上栗原字西田五十一番二外一筆	一、〇二九・〇
大澤利嗣	山梨市	山梨市上栗原字小市平千四百四十四番	一、九八五・〇
高野弘法	山梨市	山梨市上栗原字小市平千五百五十二番	七三六・〇
金子師行	山梨市	山梨市中村字梅ノ木塚五百八十番一	一、五二二・〇
有限会社山梨 フルーツライ ン	山梨市	山梨市三ヶ所字新町東八百十三番外一筆	一、五一三・〇
竹川秀樹	山梨市	山梨市牧丘町柚口字上柚口二千二百七十三番一外三筆	二、一二七・〇
古矢昌	山梨市	山梨市上栗原字堀田五百四十五番一外一筆	二、一四七・〇
		中央市高部字明治六百三十八番一	五〇三・〇
		中央市高部字明治四百十三番外二筆	一、八一五・〇

窪田今朝富	山梨市	山梨市南字滝ノ平千四百九十九番一	九七八・〇
保坂典利	山梨市	甲州市塩山赤尾字神之木八十八番外一筆	二、二五〇・〇
町田陽平	山梨市	甲州市勝沼町菱山字北重蓮五千百九十五番三	六四五・〇
横森公毅	韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ澤字三石三千三百六十番外三筆	五、三〇八・〇
藤田和久	南アルプス市	北杜市明野町上手字永井原一万千七百十五番三	二、五三八・〇
相川大地	南アルプス市	南アルプス市下今諏訪字森南百十一番一	一、二一四・〇
浅川辰一	北杜市	北杜市大泉町谷戸字金生三百番	二、二〇二・〇
		北杜市大泉町西井出字天神二千六百五十八番外一筆	三、〇九八・〇
小清水元一	北杜市	北杜市大泉町西井出字石堂八千二百四十番八十二	四、四六三・〇
中嶋勇一郎	北杜市	北杜市白州町台ヶ原字西久保三百十三番外七筆	五、〇二二・〇
富岡伸明	北杜市	北杜市小淵沢町字下八里田九千五百二十七番一外	八、七九四・〇

農業生産法人	北杜市	北杜市明野町小笠原字大	二一、四六四・〇
農場 有限会社梶原 原ファーム	北杜市	甲斐市宇津谷字大中九三 千二百四番外十二筆	九、二六四・〇
株式会社小笠 原ファーム	北杜市	北杜市高根町堤字西の入 七十五番外五筆	六、二五五・〇
上條敦志	北杜市	北杜市高根町東井出字西 窪六百四十一番外二筆	四、六七二・〇
株式会社こび つと	北杜市	北杜市小淵沢町松向字新 井松向二千四百七十三番 外十四筆	一七、五三六・七
	北杜市	北杜市長坂町白井沢字横 針千六百九十八番	一、二〇三・〇
		北杜市須玉町下津金字下 川手五千二百一番外十六 筆	一一、九九六・〇
農事組合法人 エナジー津金	北杜市	北杜市須玉町下津金字下 川手五千二百六十番外一 筆	一、四五六・〇
浅川浩史	北杜市	北杜市大泉町谷戸字五里 畑五千二百八十九番	一、八三九・〇
		北杜市小淵沢町字下八里 田九千五百三十二番外二 筆	四、八二七・〇
		三筆	
株式会社Co uCouL a p i n D o m a i n e d e s T e n g e i j i s	笛吹市	内窪三千三百九十四番四 百八十八外二十筆	
村田和繁	笛吹市	山梨市上之割字梨木六百 三十五番	二、三〇八・〇
梶建二郎	笛吹市	甲州市塩山下塩後字比丘 尼原三百六十四番外一 筆	四、八七五・〇
		笛吹市八代町南字宮田三 千六百二十四番外二筆	六二二・〇
		笛吹市八代町永井字三光 神千七百二十五番外一 筆	九六七・〇
末木康成	笛吹市	笛吹市八代町大間田字仲 屋百八十三番外一筆	一、一〇八・〇
金子政次	笛吹市	笛吹市石和町今井字参宮 地百八番外一筆	二、六一〇・〇
		笛吹市一宮町南野呂字西 田四百九十三番	一、六三八・〇
横瀬秀雄	笛吹市	笛吹市八代町米倉字上ノ 平二千七百七十一番外一 筆	一、一五六・〇

沼中一	竹下喜久夫	泉博之	井上一也	若杉直樹	渡邊勝大	農業生産法人 株式会社I JAPAN	齊藤竜一
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
笛吹市一宮町東原字櫻畑	笛吹市一宮町千米寺字中道三十九番	笛吹市八代町南字森ノ上南二百五十七番一外四筆 笛吹市八代町永井字山ノ神千四百二十五番	笛吹市八代町南字宮田三千五百七十七番一	笛吹市石和町川中島字松葉畑北町千二百二十六番外一筆	笛吹市石和町広瀬字仲町九百六十四番一	笛吹市石和町中川字木前千百四十三番外一筆 笛吹市石和町中川字木前千百三十九番外一筆	笛吹市八代町米倉字三反田千五百八十八番一
一、三三〇・〇	一、〇〇九・〇	三、一九五・〇 九二二・〇	二、五六〇・〇	二、一四七・〇	六三三・〇	一、六八四・〇 一、三三〇・〇	五七九・〇 二、四二五・〇

筒井和夫	古屋昌彦	勝沼株式会社	メルシャンヴ イテイコール	長野隆弘	渡辺崇紀	辻一昭	中野志津香	上野原ゆうきの 輪合同会社	三枝美和子	三枝輝雄
甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	甲州市	上野原市	笛吹市	笛吹市
甲州市塩山下栗生野字上宮沢二百四十一番外五筆	甲州市塩山三日市場字上原壱三百八十一番	甲州市塩山上小田原字小浅原千三十二番七外一筆	甲州市塩山上小田原字小出八十七番	甲州市勝沼町下岩崎字京出八十七番	甲州市勝沼町休息字雁林千九百二十三番一	甲州市勝沼町山字松原千七百六十八番四	甲州市勝沼町休息字横内前千三百四十七番一外二筆	上野原市鶴川字堀ノ内七百四十一番外六筆	笛吹市八代町米倉字大仏塚四百三十九番一外二筆	笛吹市境川町小山字西原三百六十四番一外一筆
二、五四七・〇	五七七・〇	三、八三二・〇	五三八・〇	九〇一・〇	一、二三四・〇	一、八六六・〇	四、六〇五・〇	一、八〇三・〇	一、一一八・〇	二百三十二番一外一筆

小澤政樹	甲州市	甲州市勝沼町等々力字百々巡二千二百四十六番外三筆	二、四一四・〇
萩原直仁	甲州市	甲州市勝沼町菱山字下菱平下割四千六百九十五番	二、〇八一・〇
佐野剛彦	甲州市	甲州市勝沼町休息字雁分八百二十番一外一筆	一、九七八・〇
内藤善仁	甲州市	甲州市塩山小屋敷字藏ヶ池四百三十七番外三筆	二、〇六二・〇
樋泉卓	中央市	中央市馬籠字天神九百三十九番	一、九二六・〇
坂本武	中央市	中央市関原字山口三百十三番一外二筆	一、三八三・〇
八咲生農園株式会社	神奈川県相模原市	北杜市明野町上手字永井原一万七千七百十五番十一外五筆	一三、二七三・〇

(詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて縦覧に供する。)

二 認可年月日 平成二十九年二月二十一日